

～事業主のみなさまへ～

令和元年分 給与支払報告書提出のお願い

昨年度給与支払報告書を提出いただいた事業所を中心に、「給与支払報告書（総括表）及び普通徴収申請書」（※下記イメージ）を昨年11月下旬に発送いたしました。

給与支払報告書は住民税等の課税の根拠となる重要な書類となりますので、うきは市在住（令和2年1月1日時点）の人の給与支払報告書（及び個人別明細書）を正しく記入のうえ**令和2年1月31日（金）までに必ず提出**いただきますようお願いいたします。

- 退職等で特別徴収できない人の分は総括表と併せて「普通徴収申請書」を提出してください。
- 「普通徴収申請書」の提出がない場合は、特別徴収になりますのでご注意ください。（一部除く）
- うきは市においては給与支払報告書の提出は、一人につき1枚のみでも結構です。

※イメージ

The image shows two forms side-by-side. The left form is the '給与支払報告書（総括表）' (Summary of Salary Payment Report) with fields for reporting period, company name, and employee details. The right form is the '普通徴収申請書（福岡県内市町村用）' (Ordinary Deduction Application Form for Fukuoka Prefecture Municipalities), which includes a table for selecting deduction types (A-F) and a section for special deductions. A red box highlights the submission deadline: '提出期限 1月末日 必着' (Submission deadline: End of January, must be received).

～給与支払報告書等の電子申告による提出について～

うきは市では、給与支払報告書や異動届出書の提出など、特別徴収等に係る手続きにつきまして、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンから、インターネットを通じて簡単に行うことができる電子申告（eLTAX：エルタックス）サービスを行っています。

複数の市区町村に申告する場合、作成した申告書をそれぞれの窓口へ提出する必要がありますが、eLTAXによる電子申告では、複数の市区町村への申告書を一度に送信できます。

ご利用の手続きにつきましては、eLTAXホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp/>）をご参照ください。

（注）個人の市（県）民税の申告には対応していません。

●提出先・問合せ 税務課 住民税係 Tel75-4977

福岡県と県内全市町村からの重要なお知らせです！

平成29年度から

福岡県内全市町村は、個人住民税の特別徴収を徹底するため、次の取組を一斉に実施しています。

- ① 特別徴収未実施の事業主を特別徴収義務者として指定させていただきます。
- ② 既に特別徴収を実施している事業所でも、普通徴収としている従業員がいる場合、特別徴収していただきます。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tokutyou-hiroba.html>